

Q & A

何ですか？

自

治

基

本

条

例

つ

て



Q 岸和田市の憲法ってどういう意味ですか？

A 岸和田市では、市民自治都市の実現に向けて、様々な施策を実現したり、制度をつくったり、条例や規則などを整備したりするに当たって、自治基本条例が最高規範性を持つことを宣言し、岸和田市の憲法として位置付けています。

その内容も、市民や事業者の権利と責務、議会の権能や責務、市長や職員の責務、市民が参画する仕組み、その他市政運営の基本原則などを規定することで、市民とともに新しいまちづくりを進めていくためのシステムを確立しています。

これを頂点として総合的に政策や条例・規則などを体系化していくことになり、まさに憲法といえます。市民も事業者も行政も議会も、積極的な姿勢で誠実にこれを遵守しなければなりません(第32条)。



Q 市民自治都市って何ですか？

A 市民も事業者も行政も議会も、あくまでも市民が自治の主体であって、市政の主権者であることを認識します。

その上で、市民も事業者も行政も議会も、「自分たちの地域は自分たちの手で築いていくんだ」という意思を明確にし、行動していくことで、常に安心して暮らすことができ、いつまでも住み続けることのできる個性豊かな持続性のある地域社会の実現を目指します。これを、岸和田市では「市民自治都市」といいます。

Q なぜ、自治基本条例が必要なんですか？

A 地方分権時代が到来したといわれています。国と自治体は対等で協力しあう関係になり、自治体が自ら考え、自ら行うという独自性、自律性をもつ地方政府としての地位を持つことになりました。

市の果たすべき責任と役割は確実に大きくなってきましたが、地方分権といわれるこの時代には、岸和田市という自治体とそこに住む住民が、創意工夫を凝らして、自らの考えと責任において自立的な地域運営が可能になります。

岸和田市でも、市がどんな考えで、どんなまちづくりを行っていくのか、それを明らかにする条例を持つことが重要になってきたということです。

条例というのは、市が独自に定めることができる法、いってみれば市の法律です。

国の法律は全国的に適用されるものなので、画一的になりがちで、必ずしも地域の実情に合致しているとはいえません。

そこで、自治基本条例を制定することは、岸和田市の実情に即したまちづくりへの取り組みを明確にすることが狙いです。これがそもそもの地方分権だといえます。

これからの岸和田市の運営には、地方自治法など既存の法令にない事項についても、岸和田市が独自に姿勢を明確にしていくことが必要になってきます。だからこそ、今、自治基本条例が必要なのです。



Q この条例で一体なにが変わるのかな？

A この条例では、市民が市政に参画する方法として、市民からの意見聴取や審議会などの委員の市民公募、住民投票の請求などが具体的な制度として確立されていて、どんな時、どんな方法で参画することができるのかを明らかにしています(6・7ページ参照)。

また、市民と市との情報の共有や説明責任、財政状況の公表、行政評価の実施・公表などを市に義務付けています(4・5ページ参照)。

これらは、旧来のやり方を打破るもので、それによって、市民の意見がより一層市政にいかされることになり、岸和田市は市民自治都市の実現に向けて大きな一歩を踏み出すことになります。

Q この条例は見直しをするの？

A 自治基本条例は、最高規範性があるからこそ、社会情勢に適合しているかどうか、形だけのものになっていないか、時代に取り残されたものになっていないか、本市にふさわしいものであり続けているかどうかを、見守っていく必要があります。

そのためには、「自治基本条例」が本来の機能を発揮しているかどうか、「自治基本条例に基づく制度等」についても理念にのっとった形で機能しているかどうかを、5年を超えない期間ごとに点検していきます。

その結果、見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとします。そうすることで、自治基本条例の実効性を常に保障していくことが重要です。

この見直しや必要な措置を講じる場合には、市長は市民の意見を聴取しなければなりません(第33条)。

